

タヒチ

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度の有無	タヒチは、フランス領ポリネシア（南太平洋にあるフランスの海外共同体かつ海外領邦）に属する島々であり、フランス法が一部適用される ¹ 。個人情報の保護に関する包括的な法令はないが、個別の分野に適用される法令として「情報・技術・ファイル及び自由に関するフランス法」（1978 年 1 月 6 日法令番号 78-17 号）（French Law n°78-17 of 6 January 1978 on information technology, files and freedoms)がある。 ■ 情報・技術・ファイル及び自由に関するフランス法 - URL： https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000886460/ - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：自然人に関する情報	
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：なし	
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。	
	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。

¹ フランスでは 2018 年 7 月 30 日付けで「ビジネス保護法」（law of Business Protection）が採用されており、今後タヒチにも同法が適用される可能性はある。

	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ① <u>国家保安法（Internal Security Code）</u> 首相は、国家保安のため、国家委員会（National Commission）の意見を聞いた上、機密情報の収集を命ずることができる。情報暗号化サービス提供者は、当局の代理人から要請された場合、一定時間以内に情報を提供等しなければならない。 ② <u>緊急事態法（Law on the State of Emergency）</u> 緊急事態宣言時、公衆の安全と秩序を脅かすおそれのある活動を行う者について、一定の条件下で家宅捜索を含む捜索やデータへのアクセスが認められる。特に公衆の安全と秩序に関する情報が格納されたコンピュータ等に関しては、司法警察官の立会の下、データのコピー又はデータ保存媒体の差押えも可能である。		

（令和4年3月31日更新）